



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次 (*については県法規集登載事項)

○ 告示

- 1276 一般競争入札による落札者の決定
(情報システム課)

- 1277 所在不明貸金業者
(商工労働総務課)

- 1278 大規模小売店舗の変更の届出
(商工振興課)

- 1279 森林病害虫等防除法による防除命令の内容
(森林整備課)

- 1280 " "()

○ 選挙管理委員会告示

- 116 和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨

- *117 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正

○ 訓令

- *39 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令
(技術調査課)

告 示

和歌山県告示第1276号

平成18年度和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年11月6日

和歌山県知事 木村良樹

- 落札に係る役務の名称及び数量
和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部IT推進局情報システム課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成18年9月27日
- 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
- 落札金額

月額401,919円

(うち消費税及び地方消費税の額19,139円)

- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
平成18年8月15日

和歌山県告示第1277号

次の貸金業者の所在が確知できないので、当該貸金業者は、和歌山県商工労働部商工政策局商工労働総務課まで申し出てください。

なお、この告示の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がない場合は、貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第38条第1項の規定により、その登録を取り消すことがある。

平成18年11月6日

和歌山県知事 木村良樹

- 商号又は名称 ポラリス
- 氏名 野上精一
- 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市中島383番地の17 ロイヤルハイツ205号
- 登録番号 和歌山県知事(1)第01399号
- 登録年月日 平成17年4月1日

和歌山県告示第1278号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項(法附則第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法附則第5条第4項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公表し、縦覧に供する。

平成18年11月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県報 第1807号

平成18年11月6日(月曜日)

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームセンターコーナン和歌山店 和歌山市南片原二丁目1番 外2筆
2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 コーナン商事株式会社 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1
3 変更しようとする事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前) 開店時刻9時、閉店時刻20時 (変更後) 開店時刻7時、閉店時刻21時
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 8時30分から20時30分まで (変更後) 6時30分から21時30分まで
4 変更する年月日 平成18年12月11日
5 変更する理由 消費者ニーズに応えるため
6 届出年月日 平成18年10月20日
6 届出等の縦覧場所 和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地) 和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)
7 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯 縦覧期間 平成18年11月6日から平成19年3月6日まで 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1279号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成18年11月6日

和歌山県知事 木村 良樹

1 区域及び期間

(1) 区域

御坊市、美浜町、みなべ町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成18年11月27日から平成19年3月31日まで

2 森林病害虫の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)又は、破碎すること。

4 命令をしようとする理由

平成18年8月1日から平成18年9月30日までの間に1の(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要事項

- (1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合には、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行るべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けこととなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第1280号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成18年11月6日

和歌山県知事 木村 良樹

1 区域及び期間

(1) 区域

和歌山市、紀の川市、白浜町、那智勝浦町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山

平成18年11月6日(月曜日)

県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

②期間

平成18年11月27日から平成19年3月31日まで

2 森林病害虫の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材又は薪炭材であるものを含む。))をいう。以下同じ。)を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

平成18年8月1日から平成18年9月30日までの間に1の(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその

旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合には、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行るべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第116号

平成18年7月30日執行の和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年11月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成18年7月30日執行和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,539,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	藤本眞利子	所属党派	民主党	期間 8月19日から 9月15日まで 第2回分
出納責任者氏名	瀬口亜紀			

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

支出

人件費

円

家屋費

円

選挙事務所費

円

集合会場費

円

通信費

30,112円

交通費

円

印刷費

円

広告費

円

文具費

円

平成18年11月6日(月曜日)

その他の寄附	
その他の収入	
今回計	
前回計	3,090,000 円
総 計	3,090,000 円

食糧費	円
休泊費	円
雑 費	62,240 円
今回計	92,352 円
前回計	2,854,281 円
総 計	2,946,633 円

報告書受理年月日

平成18年9月19日

第2回報告分

和歌山県選挙管理委員会告示第117号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成18年11月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男

第1項の表中「紀の郷病院」を「医療法人郷の会 紀の郷病院」に改める。

訓 令

和歌山県訓令第39号

府中一般

各 か い

和歌山県建設工事事務規程（昭和49年3月30日制定）の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年11月6日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改める。

別記第3号様式第44条第4号中「第48条第4項、第53条の3又は第54条」を「第49条第1項の規定による排除措置命令又は第65条若しくは第67条第1項」に、「第54条第3項」を「第67条第2項」に、「独占禁止法第77条の規定によるこの審決の取消しの提訴がなく当該審決」を「当該措置命令又は審決」に改め、同条第5号中「第48条の2第1項」を「第50条第1項」に、「同法第48条の2第6項の規定により、確定した審決とみなされた」を「同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定した」に改め、同様式注5中「第48条第4項、第53条の3又は第54条」を「第49条第1項の規定による排除措置命令又は第65条若しくは第67条第1項」に、「第54条第3項」を「第67条第2項」に、「独占禁止法第77条の規定によるこの審決の取消しの提訴がなく当該審決」を「当該措置命令又は審決」に、「第48条の2第1項」を「第50条第1項」に、「同法第48条の2第6項の規定により、確定した審決とみなされた」を「同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定した」に改める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。